

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話の主は、協会の労働相談や講習会では全く会社名をお聞きしたことがない、従業員100名程のサービス業の総務部長さんでした。

早速ご来局いただき相談室にて詳細をお聞きしました。

法違反の内容は、①5名いるパート社員の労働契約更新時に、労働条件を書面明示していなかった、②社員の住宅環境に関係なく一律に支払われる

住宅手当の、算定基礎への算入漏れによる割増賃金未払い、③交替制勤務の社員の休憩時間が就業規則に未記入であつた、等

7項目に及んだ。

法違反はあつてはならぬことですが、平成26年の名古屋北労働基準監督署の定期監督等では、対象事業場の77・6%に何らかの法違反が発見されています。この違反率は、労働基準

た……

法違反はあつてはならぬことですが、平成26年の名古屋北労働基準監督署の定期監督等では、対象事業場の77・6%に何らかの法違反が発見されています。この違反率は、労働基準

た……

の言葉が話題になつていま
すが、行政等の「若者（労働者）」を使い捨てる企
業」の定義なら、大半の企業は皆、
「法律を守ろうとし、社員を大切に
するホワイト企業」です。

今、「ブラック企業」と

「さらにホワイトな企業」
となつていただくための、

各種事業を行つております。
講習会で法を学び、正しい知識を持つた管理者・担当者を育成し、疑問点を相談し、機関誌等で情報を収集することにより、労務管理をさらに向上させることができます。

協会の事業をご活用いた
だくとともに、関連企業等
にも当協会の事業内容をお
伝えいただき、「ホワイト
企業の輪」を広げていただきたいと存じます。

全ての企業をホワイト企
業に近づける「会員事業場
年間1社入会紹介活動」を

現実実施中です。お問い合わせは、当協会ホワイト企

業推進本部（052）9
61-3655まで。



じちか“企業の労働110番”です

(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬高司

ホワイト企業への果てしない道

「先週、労働基準監督署の立ち入り調査があり、労働条件明示、割増賃金等の複数の事項で法違反を指摘され、是正勧告を受けた。相談に乗って欲しい」との内容でした。

「わが社はコンプライアンスの徹底を企業倫理としており、労務管理にも自信があつた。監督署からこんな多くの法違反を指摘され、社長も幹部社員も大変ショックを受け、自信を無くし

法、最低賃金法、労働安全衛生法に限つてのもので、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法等の労働関係法の全てではさらになります。

「わが社に法違反はない」と過信するのではなく、「知らないだけで法違反があるかもしれない」との姿勢で、絶えず自社の労務管理を振り返り、問題点を見

ホワイト企業への果てしない道



「先週、労働基準監督署の立ち入り調査があり、労働条件明示、割増賃金等の複数の事項で法違反を指摘され、是正勧告を受けた。相談に乗って欲しい」との内容でした。

「わが社はコンプライアンスの徹底を企業倫理としており、労務管理にも自信があつた。監督署からこんな多くの法違反を指摘され、社長も幹部社員も大変ショックを受け、自信を無くし

法、最低賃金法、労働安全衛生法に限つてのもので、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法等の労働関係法の全てではさらになります。

「わが社に法違反はない」と過信するのではなく、「知らないだけで法違反があるかもしれない」との姿勢で、絶えず自社の労務管理を振り返り、問題点を見

イラスト・森沢康代